

第三者評価結果入力シート（あんだんて）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ふくてっく

②評価調査者研修修了番号

SK2025039

2401C044 （大阪府）

2401C059 （大阪府）

③施設名等

名 称：	あんだんて
施設長氏名：	前田なぎ子
定 員：	36名
所在地（都道府県）：	大阪府
所在地（市町村以下）：	岸和田市三田町810-1
T E L：	072-440-0300
U R L：	https://kishiwada-gakuen.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	2020/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 阪南福祉事業会
職員数 常勤職員：	26名
職員数 非常勤職員：	8名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	13名
有資格職員の名称（ウ）	医師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	調理師
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	本体施設24 地域小規模6×2ホーム
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【理念】
私たちは、一人ひとりを大切に
笑顔と笑い声のたえない共同生活をめざします。

【基本方針】
・命の尊さを教え、共に生きる喜びを感じ共に育ちあうことを大切にします。
・穏やかでこちよい生活の中で子どもの意欲を育むよう支援します。
・子どもの心の中に住み込み、安心安全の基地になるよう寄り添います。

⑤施設の特徴的な取組

児童養護施設あんだんて（以下「施設」）は2017年4月に岸和田学園の分園として新設され（当初は女子専用棟）、その後2020年4月に独立した児童養護施設として認可されました。本体施設は定員24名、6名定員の地域小規模2施設よりなるユニット型施設ですが、発足時の原型を残して女子が多数で男児用は1ユニットと少なく、入居率を充足するうえで課題となっています。また比較的に高学年の女児が多数を占めていることが、施設の養育・支援の特性にも影響を及ぼしています。施設では本格的なユニット調理により、温かい食事の提供と自立に向けた生活習慣の習得を促しています。また多様なクラブ活動を提供しており、加えて地域の恒例行事ともなった「にじいろ夢コンサート」では、子どもの主体性や持続力、自己肯定感を養っています。施設には、職員の誰もが通るカフェコーナーがあり、園長は日ごろからそこで執務しながら、職員とのコミュニケーションを図っています。退所児童支援として高校3年生を対象にアパートでの一人暮らし体験を実施するほか、児童自立生活援助事業Ⅱ型に取り組んでいます。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/9/5
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/3/13
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度

⑦総評

【特に評価の高い点】

■経営課題に基づく中・長期計画と事業計画の策定

児童養護施設に求められる「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に即した中・長期計画を踏まえるなかで『ふつう』『食』『安全』を3つの柱に立てて、それぞれの柱について具体的な目標を設定しています。

■園長のリーダーシップ

園長は、職員一人ひとりを大切にして育てるとともに、チームの和を図っています。府管センターに働きかけて入所受け入れを促進するとともに、職員と協同して経営の合理化に努めています。

■こども主体の取組、こどもの思いの受け止め

お茶会などの時間を設けて職員がこどもの想いを聞くだけでなく、こども達が自分たちで主体的にルールを作りよりよい生活を実践する場作りをしています。消灯時間を大切に、1人あたり10分程度の寝かしつけの時間でこどもの話を聞く機会を確保しています。日常の関わりの中でこどもの思いや背景にある課題に向き合っています。月1回のユニット子ども会議やユニット会議において、こどもが自発的に意見を表明し、生活のルールを職員と共に考える機会を設けています。

■こどもの暴力・不適応行動、こども間の虐めや差別などの行動上の問題に対する適切な対応

入所時には紙芝居を用い、暴言や暴力を行わないことを分かりやすく伝えとともに、こどもの行動上の問題について、その背景にある体験や特性を踏まえて対応しています。

■心理的ケアが必要なこどもに対する心理的な支援の実施

心理士は定期的に外部の心理士と相談したり、研修で得た知識を職員会議で共有しています。心理的な配慮が必要なこどもについては、関係機関と連携しながら支援を行っています。

【改善を求める点】

■苦情・相談対応の公開

苦情や相談対応を通じて改善に結びつけた実績等を公開することを期待します。

■地域への情報提供等

社会福祉施設として、地域の福祉ニーズへの積極的な対応を行うには至っていません。ただ、法人として地域の課題解決に資する情報や設備等を有していますので、その情報提供等の積極的な取組を期待します。

■職場実習や職場体験のサポート

職場実習や職場体験の実施は学校の役割ですが、施設としてもその機会を通じて、こどもの社会体験を支援する積極的な取組が求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価では、苦情・相談対応の改善実績の公開、地域福祉への積極的な関りなど、地域に開かれた施設としての役割をより発揮することが求められました。

その一方で子ども主体の取り組み、こどもの思いの受け止め、暴力・不適応行動への適切な対応、心理的支援の実施など、子どもの支援では多くの点で高い評価をいただきました。これらの評価を励みに、今後も子どもたちの最善の利益を守る施設運営に努めてまいります。

第三者評価結果（あんだんて）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 ☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、こどもや保護者等への周知が図られている。 ☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 毎月の職員会議の冒頭で倫理綱領や児童憲章、阪南福祉事業会（以下「法人」）の理念を唱和し、中・長期計画書や事業計画書にも理念・基本方針を記載しています。またこどもに向けた「せいかつのしおり」にも基本理念「笑顔と笑い声のたえないおうちづくり」や児童憲章を記すとともに、理念・基本方針をわかりやすくポスターにあらわして施設内の多くの場所に掲示しています。さらに園長がマンツーマンでこどもに想いを伝えています。すべての保護者に語り掛けることは困難ですが、リニューアルしたホームページ（以下「HP」）に理念・基本方針を公開しています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 ☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 ☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 ☐ こどもの数・こども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とするこどもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 ☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とするこどもの推移、利用率等の分析を行っている。	a ○ ○
【コメント】 国の方針である施設の「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けて施設経営を刷新していく課題が山積しています。国が求めるユニットの小規模化と、施設全体の定員確保を求める大阪府の方針を両立するためには地域小規模児童養護施設（以下「地域小規模」）を増設していくほかありません。また、入所児童は支援困難なケースが増加しています。昨今は措置入所よりも、一時保護委託が多く（全体の8割超）またそのほとんどは一時保護解除となり、入所にはつながりません。そうした施設経営をとりまく動向や課題は的確に把握・分析されています。	

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	☐
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	☐

【コメント】

支援困難ケースの増加、ユニットの小規模化や地域分散化に伴う職員配置の困難等、多くの経営課題を法人の各種会議で把握しています。さらに、あんだんてでは比較的に高年齢児が多く、毎年多くの卒園者が発生することや、女子に偏った定員特性から男子の入所ニーズに応じきれず定員の充足率を維持することが困難です。そのような中で園長は入所率向上を目指して、府管の子ども家庭センター（以下「センター」）に入所措置促進を要望し、効果をあげています。非常勤職員の増加により職員意識のまとまりを欠くことについて園長、主任が改善の取組を検討しています。

3 事業計画の策定

(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	☐
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	☐
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	☐
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	☐

【コメント】

国が指導する『家庭養護推進計画』にそって、2029年までの中・長期計画として「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画を策定しています。その計画は具体的であり、前期（2021年度～2024年度）計画を達成し、後期（～2029年度）計画では、本園ユニットのさらなる小規模化、そして地域小規模の新設に加えて、在宅支援や特定妊婦の支援等を計画課題に挙げています。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
	☐ 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	☐
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	☐
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	☐
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	☐

【コメント】

『家庭養護推進計画』後期に入って、さらにユニットの小規模化を図る中で、養育・支援の柱として『ふつう』『食』『安全』を3つの柱に立てて、それぞれの柱について具体的な目標を設定しています。入所児童の特性（高年齢児や女児が多いことなど）に起因する課題の克服や強みの補強に向けた具体的な事業計画を立案しています。計画には人材の確保・育成のほか児童養育・支援の多面的なスキル向上について具体的な計画が盛り込まれています。法人の取組として恒例となったにじいろ夢コンサートや夕涼み会など、充実した行事計画を策定しています。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	☐
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	☐
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	☐
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	☐
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	☐

【コメント】

毎年年度末が迫ると、まず園長が次年度構想の大綱を職員に示し、これに基づいて各担当職員が事業計画の各論を分担作成して2月に事業計画書(案)に統合しています。これを3月の法人理事会で審議・決定し、4月年度始めの職員会議で園長が事業計画を説明しています。半期を経過して10月の職員会議で、各部門の中間報告を共有して進捗状況の評価し、評価結果を受けてさらに前進するために後半の事業計画を見直しています。このように、事業計画の策定と実施状況の評価・見直しが組織的に行われ、職員は理解しています。

②	7 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
	☐ 事業計画の主な内容が、こどもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	☐
	☐ 事業計画の主な内容をこども会や保護者会等で説明している。	☐
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、こどもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	☐
	☐ 事業計画については、こどもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	☐

【コメント】

事業計画の趣旨を『ふつう』『食』『安全』をタイトルとして要約しわかりやすくポスターに記して施設内のいたるところに掲示し、こどもに浸透を図っています。また、子ども会議において、施設の養育・支援の取組を丁寧に説明するとともに、こどもからの意見・相談にも迅速かつ丁寧に応答して、こどもの主体的な参画を支援しています。HPをリニューアルして保護者等への情報提供にも努めていますが、まだ事業計画の貼り付けができていません。施設の取組について保護者等の理解を深める取組を期待します。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者
評価結果

①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	☐
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	☐
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	☐
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	☐

【コメント】

支援困難ケースについて、男児・女児ケースを隔月に取り上げて外部の専門家によるグループスーパーバイス(以下「GSV」)を実施することによって、養育・支援の質の向上を図っています。また社会的養護の質は、こどもにとっての5段階欲求に応えることが基本であるとして、その観点から毎年第三者評価基準に基づく自己評価(Bタイプ)に取り組んでいます。ただ、評価結果に基づいてPDCAのサイクルを機能させることがまだ十分ではないとして、主任が「見直しのフォーマット」の作成を検討しています。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	○
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

【コメント】

前項で評価したように、毎年取り組む自己評価結果を集約して組織としての強み・弱みを分析し、共有しています。ただ園長は、近年非常勤職員の増加や職員の転入出、あるいは中途入職者等の勤務姿勢の変化などにより、あんだんてとしてのまとまりが薄れつつあることを危惧しています。そこで主任と協同して、組織構成員の「こどものために支援している」という想い一つにして、互いに支え合ってチーム力が発揮できる組織とするための行動指針をまとめ、来期のスタート時に職員との契約更改の際に示そうと計画しています。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
	☐施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	☐施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	
	☐施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	☐平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

【コメント】

運営管理規程に、施設長の役割と責任、有事における体制や権限委任における主任、リーダー等との役割分担を規定しています。園長は、毎月の職員会議の冒頭に発言して園長としての想いを述べるとともに、職員には何事も報告を受けた件については全責任を負うからと、報連相の徹底を促しています。また園長は、園長室に閉じこもることなく、出退勤時にだれもが通る「カフェ」で執務し、職員との意思を通じ合うようにしています。今後は、広報誌を発行するなどより広く、園長としての思いを表明してこどもや保護者、職員ほか関係者の理解を図ることを期待します。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○

【コメント】

法人の児童心理治療施設副園長が広く情報収集にあたり、施設長会議や施設長間のメッセージアプリでも情報を迅速に共有しています。ほかに大阪府や大阪府社会福祉協議会、全養協、近養協からの情報も得ています。園長は、福祉関係専門の月刊誌や新聞を読み込んで、施設運営に係る諸施策や法令改正の知識を得ています。園長は職員会議で施設長会議や法人部会のコンプライアンス関係決定事項を説明するほか、ビジネス特化型チャットツールを通して職員への周知を図っています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	☐ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	☐
	(社会的養護共通) ☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	☐

【コメント】

前項で評価したように、園長は国の施策動向や多方面の法令・規律に詳しく、職員に的確な助言・指導力を発揮しています。また常々、最終的には責任を負うことを前提に、職員がやりたいと提案することには頭から反対することなく、まずは任せ、そして助言し、場合によっては協働するように努めています。組織を強引に牽引するのではなく、また適当にまとめるというのでもなく、職員一人ひとりを大切に育てるとともに、チームの和を図っています。園長の発案で、職員の誕生日にプレゼントや茶菓を提供して祝う取組を実施しています。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	☐
	☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	☐
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐

【コメント】

園長は、一時保護委託を積極的に受けいれるとともに、府管センターに働きかけて施設への入所を増やして定員の充足率の維持に努めています。また加配制度の仕組みに精通して活用し、職員配置に紐づけて施設の収益向上と職員の処遇改善に努めています。さらに、ムリ・ムダ・ムラを廃するために職員からの提案をどんどん取り入れ、施設修繕を可能な限りDIY化したり、チャットツールを活用して、施設内情報共有の円滑化を図っています。業務のIT化については、IT化促進補助金等を得てPC購入やアプリの充実、Wi-Fi環境の整備を行いました。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者
評価結果

①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	☐
	☐ 養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	☐
	☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	☐
	☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	☐

【コメント】

就職フェアなどの従来の手法が人材確保効果を減ずる中、法人が一括して取り組むとともに、各施設がハローワークに求人を出すなどに取り組んでいます。SNSを活用して社会的養護施設で働く魅力を啓発しています。ハローワークが主催する「魅力が伝わる求人票の書き方」に学んで求人票を改めると早速効果が得られました。実習生の受入れから入職につながるよう努めています。職員の定着については、法人全体で勤務体制を見直しており、超勤の抑制や、産休育休から復帰した人の時短勤務期間の延長、入職すぐからの有休取得を認めるなど、就業規則を改訂しています。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
	☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	☐
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	☐

【コメント】

法人では、給与規定を定めるなど、人事基準を明確に示して職員に周知していますが、人事考課制度は導入していません。職員の役職登用などには人事考課に基づく客観的な評価基準ではなく、職員の意向や希望を把握したうえで、上長の判断で人事に反映しています。施設長会議で、各施設に所属する人的資源を把握し、施設を超えた適材適所を検討しています。「期待する職員像」は理念・基本方針や中・長期計画、事業計画等から読み取ることができますが、職員自らが将来の姿を描けるようにするには、組織として職員の目標管理を支援する仕組みが求められます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

公明な出退管理で超勤を抑制するとともに、残業を原則禁止とし、主任が有給取得状況を把握して職員に声かけして有休取得率はほぼ100%を達成しています。勤務シフトは職員の希望等も聴いて、子育てや介護など、それぞれの生活課題や希望休にも配慮して作成しています。勤務中のノンコンタクトタイムを確保し、休憩スペースにはWi-Fiを引くなどきめ細かな工夫をしています。計画的な休暇取得にも配慮しています。今後は、必然的に仕事の時間と職員の生活時間を分けることが難しい職場におけるストレス緩和のための相談の場の確保や面談機会の充実を期待します。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【コメント】

No.10項で評価したように、園長は常に職員と触れ合う姿勢を示し、一人ひとりの希望や目標だけでなく、そのしんどさを受け入れています。年度始めに、職員一人ひとりの役割や仕事、ユニットの配属、研修計画を伝えて意思を確認しています。ただ、No.15項で評価したように「期待する職員像」は包括的であり、施設が目指す養育・支援の実施に向けて職員の目標管理に紐づける具体性が不足しています。今後は、年1回程度にとどまっている主任による職員の個別面談を頻回に実施し、職員一人ひとりの目標達成を支援する取組が強化されることを期待します。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

【コメント】

中・長期計画に人材育成の方針を、単年度事業計画に職員研修・人材育成の計画を示しています。チームワークが構築できるようGSVやOJTの取組に注力しています。全職員が研修参加できるように年間研修計画をたてています。ミーティングに研修機能を付加し、地域小規模の職員も参加できるよう、オンラインで参加できるようにしています。研修後は研修報告を作成し、研修内容によっては職員会議のなかで報告タイムを設け、共有するとともに研修の評価に取り組んでいます。今後は職員に必要とされる専門技術や資格を明示して、研修目的を明確にすることを期待します。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	○
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	○

【コメント】

支援困難ケースの検討には外部の専門家によるGSVを実施しています。職員が参加する研修の年間計画が決まっており、そのほか緊急の研修機会には勤務シフトに配慮して受講機会を確保しています。研修参加時間は勤務カウントし、参加費用は、交通費や開催時間によっては食費、懇親会費まで施設が負担しています。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	○
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【コメント】

実習生の募集・受入れ・施設への振り分けは、ナーサリースクールあおばの園長が法人を代表して担当しています。施設では、実習生指導を若い優秀な人材の入職へつなげる重要な取組と位置付けており、事業計画に取組の趣旨を記載するとともに、実習生向けのガイダンス書、職員向けのマニュアルを作成しています。受入れに際しては、中堅職員がマニュアルに沿ってガイダンス以降の取組を丁寧に進め、養成校のカリキュラムに沿って指導しています。令和7年度は5大学から計9名の受け入れを予定しており、地域小規模での実習も検討しています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	

【コメント】

施設としては広報誌等の発刊には取り組んでいませんが、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使って、施設で働く職員の魅力を発信しています。HPをリニューアルして内容を充実し、理念・基本方針や養育・支援内容を公開しています。事業計画や財務諸表および苦情・相談対応の体制や、第三者評価結果を法人のHPに公開しています。今後は、苦情や相談対応を通じて改善に結びつけた実績等を公開することを期待します。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【コメント】

施設の事務、経理を司る職員は3名体制となっているほか、法人が運営する4か所の社会的養護関係施設がオンラインで連携して会計事務を協同していますので、属人性のない透明性の高い運営となっています。法人・施設は監査法人による外部監査を必要とする規模の事業体ではありませんが、経理規程の中に、内部監査及び外部監査の取組を規定して、月に1回経理専門家による適正検証と助言を得ているほか、社労士の助言を得て適正な労務管理に努めています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
	☐ こどもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
	☐ 施設やこどもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	○
	☐ こどもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
	(児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	

【コメント】

施設はそのこどもの家であるとともに他児の家であること、こどもの安全を守る使命があるとともに施設内で事故等により施設の責任が生じるという特性上、施設内への外部者の立ち入りは制限しています。しかし、職員が地域の清掃活動に積極的に関わったり、こどもはだんじりに参加をしたり、友人と買い物やカラオケに行くなど地域での生活を楽しんでいます。ただ、地域との関わり方はこどもの主体性に負うところが大きいため、今後は、こどもの主体性を尊重しつつも、それぞれのこどもにあった地域での過ごし方を施設として広げる取組を期待します。

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
	☐ ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	

【コメント】

受け入れについての基本姿勢は、中長期計画の中で明文化しています。また、積極的に施設に理解がある人材にお声がけをしてボランティアとしてこどもに接してもらうなどの取組も行っています。幼児の遊び等を期待するボランティアのニーズはあるものの、高年齢のこどもが多くニーズが一致しない状況です。今後はこどもの様々な発達段階により、どのようなボランティアが受け入れ可能かを検討し、こどもが地域の多様な人と触れ合うきっかけづくりにできるよう期待します。

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々のこどもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、こどものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	

【コメント】

必要な医療機関等の連携先リストは作成していますが、それ以外の社会資源は特にリスト化されていません。こどもが習い事を希望した場合は、法人内の他の施設から情報収集を行ったり、個々の職員が調べたりしながら、こどもの要望に丁寧に対応する姿勢が評価できます。また、高年齢のこどもが多く、主体的に遊びたいところなどを見つけてきます。施設として利用可能な社会資源を共有することにより、地域の理解を深めるとともに、こどもの可能性をさらに広げてこどもの自立支援に繋いでいく取組を期待します。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
【コメント】		
法人が児童家庭支援センターを運営しているため、どのような地域のニーズがあるかは、把握するよう努めています。また、高齢・障がい者・児童等の施設が参加している岸和田市内の社会福祉法人の会合に参加するなどして、地域の課題の情報収集に努めています。ニーズがある幼児等のショートステイの受け入れを行なっています。ただ、把握した地域課題をもとに、施設として福祉向上のための活動を具体化するところまでは至っていません。今後地域課題を職員で共有し、施設がどのようなことをできるかを検討する仕組みづくりを期待します。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	☐ 施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
【コメント】		
施設として、高機能化・多機能化・機能転換等の課題やBCPの整備など検討すべき課題が多い中、地域の福祉ニーズへの積極的な対応を行うには至っていません。ただ、法人として児童家庭支援センターを運営していて、子ども家庭相談担当員が子育て相談に応じていて、地域課題については情報共有をしています。また、施設にはAED等地域に役立つ資源等も備えています。今後の高機能化・多機能化の取り組みを検討する中で、地域の施設として地域の課題解決に資する情報提供や地域が利用可能な設備等の情報提供を行うなどの取組を期待します。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐ 理念や基本方針に、こどもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	○
	☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○
【コメント】		
理念・基本方針等は、職員会議において唱和をして、職員に周知されています。また、事業計画にも基本理念、こどもの権利擁護を明記していて、その理念や方針を具体化するための取り組みを行なっています。こどもに対しては、センターが入所措置決定時に説明をするほか、毎年園長による個別面談を行い、権利ノートの内容を説明したり、こどもの権利について紙芝居などのわかりやすい資料を使って説明しています。こども自身、困った場合にどのようにしたら良いかを理解しています。		

②	29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
	☐ こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	☐
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	☐
	☐ こどもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	☐

【コメント】

こどもの居室は原則個室です。こどもは他児の居室へは入らないというルールがあり、職員もこどもに無断で入室したり私物を触らない等、プライバシーを尊重しています。衛生面から居室の掃除は週1回行うことをルールとしていますが、こどもが自分で行うことが難しければ職員が手伝いながら一緒に行います。また、こどもの友達やその家族に接する際などは、こどもの要望により施設入所であることを意識させない名前の呼び方をするなど配慮をしています。保護者に対しては、事案により、可能な範囲でセンターがプライバシー保護に関する施設の取り組みを説明します。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	☐
	☐ 施設に入所予定のこどもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	☐
	☐ 見学等の希望に対応している。	☐
	☐ こどもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	

【コメント】

施設の特性上、入所に関してこどもが自己決定をすることは難しいですが、施設での生活における自己決定権については丁寧に説明を行っています。法人の作成したパンフレットや「せいかつのしおり」など、こどもでも理解しやすい説明資料を準備しています。また、入所が決まってから、施設見学や宿泊体験を通じて施設での生活を理解してもらうよう丁寧な対応を心がけています。保護者に対しての説明は、事案によりですが、センターが行う際には同席を行なっています。

②	31 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
	☐ こどもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、こどもや保護者等の自己決定を尊重している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、こどもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	☐
	☐ 意思決定が困難なこどもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【コメント】

養育・支援の開始時には、施設の生活についてしおりや紙芝居を利用して説明しています。視覚的に記載されたものでないと理解が難しいなどのこどもの特性に応じて、図で説明するなどの配慮を行なっています。意思決定が困難なこどもや感情表現が難しいこどもに対しては、問いかけをする際に、選択肢を示して判断を促すなどの配慮もしていますが、ルール化まではしていません。こどもの特性に応じてどのように対応するか職員間で共有することにより、さらにこどもの理解を促すことができるよう期待します。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	□養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	□施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	□施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○

【コメント】

地域や家庭への移行に際して、所定の様式は定めていませんが、必要に応じて作成したり、退所後の相談方法や担当者を口頭で説明したりしています。また、夕涼み会などの行事へ来てもらったり、結婚、出産等の際にお祝い金を出す仕組み等があり、退所後も施設と関わりやすい仕組みがあります。また、ケースによっては、メッセージアプリ等で様子を確認することもあります。退所後に施設での生活の記録を知りたいという問い合わせに対応できるように生活の記録は永年保存としています。

(3) こどもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	□こどもの満足に関する調査が定期的に行われている。	
	□こどもへの個別の相談面接や聴取等が、こどもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	□職員等が、こどもの満足を把握する目的で、こども会等に出席している。	○
	□こどもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、こども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【コメント】

こども達が意見を出し合うユニットごとに行う子ども会議が毎月あり、その内容を職員が共有しています。毎日消灯時や月1回のお茶会の時間では、こどもと担当職員が個別に向き合います。満足度調査といった目的に限定したものではありませんが、幅広くこどもの想いを把握する場と位置付けています。施設では集団生活である以上一定のルールが必要ですが、今年度からユニットを超えた高校生の会議の場を設けて、スマホ利用などのルール作りに参画してもらう試みを行なっています。自分たちで主体的にルールを作りよりよい生活を実践する場作りはとても評価できます。

(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	□養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料をこどもや保護者等に配布し説明している。	○
	□苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、こどもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	□苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	□苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、こどもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出たこどもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	
	□苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】

センターで配布される権利ノートに苦情や意見がある場合の相談先が記載されています。意見箱を設置し、消灯時の寝かしつけ、子ども会議、地域小規模のおうち会議、お茶会などの日々の生活の中で、苦情や困ったことなどを言いやすい雰囲気作りをしています。苦情等については1日3回ある会議で迅速に対応し、月1回の職員会議で必要な情報共有をしています。こどもに対してフィードバックを行っていますが、苦情の内容については公開はしていません。プライバシーへの配慮をした上で苦情の種類や施設の取り組み方法を説明するなど、公開に向けた取組を期待しています。

②	35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a
	☐ こどもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	☐
	☐ こどもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	☐
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	☐

【コメント】

消灯時やお茶会など担当者が一人ひとりのこどもに向き合う時間を設けています。また、園長が毎年全てのこどもと面談を行なっています。色々な特性を持つこどもがいる中で、選択肢を提示して問いかけたり、理解や意見表明を促すための工夫をしたり、必要なこどもには、心理士と個別に面談する時間を設けてこどもの意見表明の支援を行うこともあります。心理士へ手紙で相談できる「きもちポスト」も実施しています。

③	36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、こどもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	☐
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	☐
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	☐
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

職員ミーティングを1日3回実施しており、申し送りや情報共有を密に行い、こどもからの相談や懸念事項は翌日に持ち越さずに迅速な対応をするよう心がけています。また園長が共有のカフェスペースで執務を行っていて、職員やこども達がすぐに相談しやすい環境になっています。こどもから相談があった場合の対応策については、画一的な対応ではなくて省察的実践を行う中で対応するという施設の統一的な思想に基づき、個々の職員がスキルを磨いて対応力を身につけています。また、密な情報共有および迅速な対応を行うために会議の報告方法等マニュアルがあります。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	
	☐ こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	☐
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	☐
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	

【コメント】

リスクマネジメントの責任者は園長であり、園長不在時は主任の指示に従うことを職員は理解しています。法人が「災害・事故発生時等緊急対応マニュアル」を作成していて、こどもが暴れている場合、不審者、交通事故、地震、火災等の事例に応じたマニュアルが整備されています。ニュースになった事案や動画を職員会議で情報共有したり、こどもと一緒に動画を見たりしています。それぞれの職員が指示を仰ぐ以外にどのように動くべきかをより深く理解できるよう訓練や研修を行い、こどもの安全・安心の向上を繋げられるよう期待します。

②	38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	☐
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	☐
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	☐
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	☐
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	☐

【コメント】

感染症予防のマニュアルは準備しています。看護師が職員会議に参加して感染症に関する情報共有を行なっています。また、看護師が新聞を作っていて、その中でも感染症予防についての記事を掲載して情報提供をしています。また、インフルエンザ等のこどもの対応等については、生活の場であることから、こどもの主体性を尊重していますが、自室滞在する等のルールは決めています。今後は、こどもが感染症予防について学ぶ機会を増やし、こどもが自らの健康を守る力をさらに育むことを期待します。

③	39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策を講じている。	
	☐ こども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	☐
	☐ 地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練等を実施している。	

【コメント】

避難訓練の手順は掲示し、こどもも参加して実施しています。災害備蓄については食品関係は栄養士が管理し、日用品等については防災委員が管理しています。自治会には施設として加入していますが、地域と連携した防災訓練は実施していません。また、こどもの安否確認については各ユニットごとに確認をすることになってはいますが、外出しているこどもの確認方法は確立されていません。今後は、施設としてこどもの安否確認やBCP計画を検討するとともに、自治会や学校等と連携して防災訓練を実施することによって、地域の防災力を高める方向に進むことを期待します。

2 養育・支援の質の確保

(1)	養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法には、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	☐
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	

【コメント】

日々のこどもに対する対応等は、園長・主任等との密な情報共有および職員のスキルのもとマニュアルによる画一的対応に頼らずに、省察的实践という形で一人ひとりの子どもに向き合うことを施設の基本方針としています。一方で会議の報告や記録の方法等についてはマニュアル化がなされています。今後は、個々の実践で得た体験をもとに、マニュアル化を行うことによってより養育や支援の幅を広げることができる可能性がないか等職員と検討を行い、省察的实践を基本としつつも、さらにこどもの自立や夢の実現に向けた積極的取り組みを進めることを期待します。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	

【コメント】

虐待防止や緊急時対応等の必要なマニュアルは作成されています。日常の養護・支援は、マニュアルに頼らずに省察的实践に基づき子どもに向き合うことを基本としています。自立支援計画のモニタリングの方法について検討を行ったり、子ども会議は高校生会議での意見でルールを見直したり、子どもや職員の意見を反映する仕組みはありますが、マニュアルや業務の進め方について見直す時期や方法等は定められていません。今後は、マニュアル化の必要性も含めて定期的に検討し、職員一人ひとりの取り組みや想いを施設としての取り組みに高めることを期待します。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	○
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	○
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	○
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	○

【コメント】

センターが作成したアセスメントシートに基づき、施設内でアセスメント会議を実施して施設としてのアセスメントを行なっています。アセスメント会議には、施設長、主任、ユニットリーダーや必要に応じて専門家が参加しています。アセスメントを行う際には、子どもの希望や意見も確認しています。子どもと課題を共有するために、小学生には「がんばり表」を作って課題の克服の一助としています。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	

【コメント】

自立支援計画は1年に1回見直し、作成をしてセンターへ報告をしています。これまで計画内容のモニタリングの実施が不十分と考え、令和6年度からモニタリングの実施期間の見直しや、モニタリングの精度を上げるための形式等の検討を続けています。センターのCWとの連携は大事ですが、センターの担当者変更等の可能性も想定されます。そのため、現在のモニタリング等の改善の取組を継続しつつ、モニタリングの結果や課題、自立支援計画の変更の経緯について、書面で共有することにより、センターとの連携をさらに強化できるよう期待します。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ こどもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

支援状況については、手書きで日誌を記載した上で、児童養護施設に特化したPCシステムに入力をし、職員全員で共有しています。記録の入力方法や報告の仕方については、簡潔に伝わるようにルール化されています。また、朝・昼・夜の会議で密な情報共有をしています。自立支援計画のモニタリングは計画作成から半年後に行なっています。小学生は自立支援計画の課題共有のため「がんばり表」を作成しているケースもありますが、日々の養護・支援の中で自立支援計画の実施を確認できる仕組みを検討し、より精度の高い計画作成へ繋げていくことに期待します。

②	45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、こどもや保護者等に説明している。	

【コメント】

個人情報に係る書類は、鍵のついたロッカーに保管しています。また、PCシステムに入力されたこどもに関する記録は、パスワードで閲覧制限がされていて、チャットツールの利用についての2重のパスワードを利用し、こどもの名前の記載ルールも設けています。個人情報については、職員にも研修を行なっていて、文書の保存年限等も定められています。

内容評価基準（24項目）

A－1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 ☐ こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ☐ こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。 ☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 ☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 ☐ こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
こどもの権利擁護を重要な支援の柱とし、日常実践と体制整備の両面から取組を行っています。お茶会や寝かしつけ時間など1対1で話せる機会を設け、言葉では表現しきれないこどもの意思を把握し支援しています。また、朝・昼・夜のミーティングで情報共有と対応検討を行い、組織的な支援体制を整えています。虐待防止対応マニュアルや就業規則の禁止条項・罰則規定も整備しています。職員会議で理念等を確認し、こどもの日には園長がこどもと職員に説明を行うなど、意識の共有を図っています。		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。 ☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。 ☐ こどもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。 ☐ 職員間でこどもの権利に関する学習機会を持っている。 ☐ こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かししたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。 ☐ 年下のこどもや障がいのあるこどもなど、弱い立場にあるこどもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
こどもが自他の権利を理解できるよう、園長が発達段階に応じた説明を行っています。入所時には権利ノートや通告はがきについて説明し、幼いこどもにも分かるよう紙芝居等を用いて伝えています。また、園長が年1回こどもに権利について説明する機会を設けています。職員についても、法人研修や会議の機会を通じて子どもの権利に関する理解を深めています。月1回のお茶会では担当職員と話し合う場を持ち、日常生活の中でも壁をたたく行為も暴力であることを伝えるなど、具体的な行動と結び付けて理解を促しています。被虐待経験等に伴う心理的課題をもつこどもへの配慮についても、関わりの中で丁寧に伝えています。		

(3) 生い立ちを振り返る取組

①	A3 こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
	☐ こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	☐
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	☐
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	☐
	☐ 事実を伝えた後、こどもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	☐
	☐ こども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、こどもの生い立ちの整理に繋がっている。	☐

【コメント】

こどもの発達状況や心理状態に配慮しながら、生い立ちを振り返る支援に取り組んでいます。生い立ちの説明はセンターのCWが中心となっており、施設職員は日常の様子を伝えるとともに、説明後に動揺するこどもの心に寄り添う役割を担っています。主任、リーダー、担当職員で情報を共有し、必要に応じてセンターの了解のもと出生地等を訪ねるなど、個別の状況に応じた支援も行っています。施設生活の記録写真はデータで保存し退所時に提供していますが、節目ごとに写真や記録をこどもとともに整理し、職員がコメントを添えるなど、さらなる充実が期待されます。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	☐ 体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・こども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みが構築されている。	☐
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	☐
	☐ こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、こどもに周知し、こども自らが訴えることができるようにしている。	☐
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	☐
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料をこども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、こどもが自ら訴えることができるようにしている。	☐

【コメント】

「被措置児童等虐待防止対応マニュアル」や就業規則において報告手順や処分規定を明確に定め、不適切なかかわりの防止に取り組んでいます。入所時には、園長が暴言や暴力を行わないことをこどもに分かりやすく伝えていきます。カフェスペースには意見箱を設置し、こどもが意見を表明できる環境を整えています。また、朝・昼・夜のミーティングでこどもの状況を共有し、変化の早期把握に努めています。

(5) 支援の継続性とアフターケア		
①	A5 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	☐ こどもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、こどもの不安を軽減できるように配慮している。	○
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
	☐ こどもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	○
	☐ 家庭復帰や施設変更、里親等委託にあたり、こどもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	○
	【コメント】	
入所に際し、センターのCWによる説明の後、時間をおいてこどもの理解状況を確認し、「せいかつのしおり」等を用いて改めて説明を行っています。受け入れ時には私物の購入に同行するなど、安心して生活を始められるよう配慮しています。退所後は自立生活訓練の機会を設けるとともに、行事への案内や実家便の送付を行っています。退所後も電話による相談に応じるなど、継続した支援を行っています。		
②	A6 こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ こどものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	○
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	○
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	○
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	○
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	○
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所しているこどもとが交流する機会を設けている。	○
【コメント】		
こどもが退所後も安定した生活を送れるよう、リービングケアに取り組んでいます。リービングケアに関するマニュアルを整備し、ワークショップや自己評価を通じて、こども自身が自立に向けた課題を考える機会を設けています。高校3年生には一人暮らしの訓練を行う部屋で生活する機会を提供しています。また、希望者には月1回調理を行う機会を設けています。退所後も行事への招待や実家便の送付などを行い、継続した関わりを大切にしています。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいてこどもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、こどもと共に課題に向き合っている。	○
	☐ こどもの生育歴を知り、そのときどきでこどもの心に何が起こっていたのかを理解している。	○
	☐ こどもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、こどもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	○
	☐ こどもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	○
	☐ こどもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	
【コメント】		
消灯時間を大切にし、職員が1人あたり10分程度の寝かしつけの時間を設けるなど、1対1でこどもの話を聞く機会を確保しています。日常の関わりの中でこどもの思いや背景にある課題に向き合い、受け止める姿勢がうかがえます。朝会・昼会・夕会で情報を共有し、日誌に記録するなど、一人ひとりの状況を把握しています。また、地域小規模では「おうち会議」、本体では「ユニット子ども会議」を実施し、こどもから意見を聞く機会を設けています。		

②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
	☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	☐
	☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	☐
	☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	☐
	☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	☐
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	☐
	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	☐

【コメント】

子どもが安心して生活できるよう、お茶会や誕生日外出など個別に向き合う機会を大切にしています。職員と子どもが1対1の関わりを通じて、子どもの思いや希望を把握し尊重しています。また、BINGO大会やバレーボール大会、クリスマス会などの行事を通じて仲間との関わりを育み、子どもが心身ともに安定して過ごせる環境づくりに取り組んでいます。

③	A9 こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	☐
	☐ 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	☐
	☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐
	☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐

【コメント】

こどもの力を信じて見守る姿勢を大切にしています。月1回のユニット子ども会議やユニット会議において、子どもが自発的に意見を表明し、生活のルールを職員と共に考える機会を設けています。高校生については高校生会議を実施し、より主体的な話し合いの場を確保しています。また、生活習慣の形成においても一律に管理するのではなく、こどもの自己教育力を信じ、試行錯誤を成長の糧とする支援を行っています。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	
	☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
	☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	☐
	☐ こどものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
	☐ 幼稚園等に通わせている。	☐
	☐ こどもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	

【コメント】

子ども一人ひとりの年齢や発達の状況、生活課題に応じた学びや経験の機会を日常生活の中で保障しています。また、ユニットでのお出かけや活動内容についても、子どもの意見や希望を尊重し、学びや遊びが個々の成長につながるよう工夫しています。今後は、こどもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用される仕組みづくりが求められます。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	□こどもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、こどもがそれらを習得できるよう支援している。	○
	□こどもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	○
	□地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	○
	□発達の状況に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	○
	□発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	○

【コメント】

日常生活の中で基本的生活習慣が身につくよう支援しています。掃除や洗濯、調理などについては、職員が手本を示しながら年齢に応じて役割を担えるようにしています。中学生以上は私服の洗濯を自ら行い、希望に応じて調理にも参加しています。また、中学生からスマートフォンの所持を認め、インターネットやSNSの適切な利用方法を指導しています。高校生にはアルバイトを奨励し、金銭感覚や社会規範の習得を促しています。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	□楽しい雰囲気です食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	○
	□食事時間が他のこどもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	○
	□食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員とこども、そしてこども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	○
	□定期的に残食の状況やこどもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	○
	□基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	○

【コメント】

全食を施設内調理とし、適温での提供や調理中の声かけを大切にしています。地域小規模では、献立作成から食材の調達、調理までを単独で行い、家庭的な雰囲気の中で食事を提供しています。苦手な食材は無理に食べさせず、量についてもこどもと相談しながら盛り付けるなど配慮しています。誕生日には希望を取り入れたメニューを用意し、調理の手伝いやお菓子作りの機会も設けています。嗜好アンケートやアレルギー対応にも取り組んでいます。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	□常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	○
	□汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	○
	□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	○
	□洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理をこどもの見えるところで行うよう配慮している。	○
	□衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように支援している。	○
	□発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	○

【コメント】

こどもが衣服を通じて自己表現できるよう支援しています。中学生以上は私服を自ら選択し、店舗やインターネット等を活用して購入しています。購入が難しいこどもには、写真を見ながら選べるよう配慮しています。TPOに応じた服装について助言し、衣替えや買い替えの声かけを行うなど、衣服の管理ができるよう支援しています。洗濯や収納についても年齢に応じて関わり、衣習慣の形成を促しています。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a
	☐ こどもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達やこどもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

全室個室で、こども一人ひとりの居場所が確保されています。居室は週1回、日曜日にこども自身が掃除を行うことを基本とし、必要に応じて職員と一緒に取り組んでいます。共用部分は職員が清掃し、年2回はこどもと協力して大掃除を行っています。共有スペースにはカフェや畳スペースが設けられ、くつろげる環境が整えられています。浴室も家庭的な設備で、安心して生活できる環境が保たれています。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	☐ こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的にこどもの健康管理に努めている。	☐
	☐ 健康上特別な配慮を要するこどもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	☐ 受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

看護師が中心となり薬の管理を行い、投薬時には職員がダブルチェックを実施しています。1か月分の薬を壁掛けポケットで管理するなど、見える化にも取り組んでいます。医療機関への受診が必要な場合は職員が同行し、診断結果を職員間で共有しています。高校生については自立支援の一環として単独受診を行うこともあります。看護師が外部研修に参加し、その内容を職員会議で共有するなど、健康管理体制の維持に努めています。

(6) 性に関する教育

①	A16 こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。	☐
	☐ 性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。	☐
	☐ 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢・発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	☐
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員やこどもに対して実施している。	☐

【コメント】

こどもにプライベートゾーンの大切さを伝えるなど、他者の性を尊重する姿勢の育成に取り組んでいます。必要に応じてセンターと連携し、専門的支援の場に職員が同行するなどの配慮を行っています。また、和泉会（泉南方面の児童養護施設、児童心理治療施設の共同体）が実施する中高生向けの性教育プログラムに参加する機会を設けています。高学年の女子入所が多く、性被害の経験を有するこどもも在籍していることから、性に関する支援は慎重に行われています。その為、全てのこどもに性教育は実施できていません。今後は、職員やこどもに対して性をめぐる諸課題への支援を向上するための研修等の充実を期待します。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	☐ 施設が、行動上の問題があったこどもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲のこどもの安全を図る配慮がなされている。	☐
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、こどもの行動上の問題の軽減に寄与している。またこどもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	☐
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	☐
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	☐

【コメント】

こどもの行動上の問題について、その背景にある体験や特性を踏まえて対応しています。入所時には紙芝居を用い、暴言や暴力を行わないことを分かりやすく伝えています。問題行動があった場合は日誌に記録し、職員間で情報を共有しています。また、センターや医療機関と連携しながら支援を行っています。職員に対しては新人研修においてマニュアルに基づいた説明を行い、対応の共通理解を図っています。

②	A18 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	☐
	☐ 生活グループの構成には、こども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	☐
	☐ 課題のあるこども、入所間もないこどもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	☐
	☐ 大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、こどもがそれを感じ取れるようになっている。こども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	☐
	☐ 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	☐
	☐ こども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	☐

【コメント】

こども間の暴力やいじめ等が生じないよう配慮しています。問題が発生した場合には、担当職員や主任が中心となって速やかに対応し、状況に応じて場所を移動するなどしてクールダウンを図っています。事案の内容は職員間で共有し、再発防止に努めています。また、ユニットの構成や生活環境に配慮し、日常的な見守りを通じてこども同士の関係づくりを支援しています。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	a
	☐ 心理的ケアを必要とするこどもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	☐
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	☐
	☐ 心理的ケアが必要なこどもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	☐
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	☐
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	☐
	☐ 児童相談所と連携し、対象となるこどもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	☐

【コメント】

心理的支援が必要と判断したこどもに対し、専属の心理士やセンターと連携しながら対応しています。また、必要に応じて外部の医療機関を受診しています。心理士は定期的に外部の心理士と相談したり、研修で得た知識を職員会議で共有しています。心理的な配慮が必要なこどもについては、関係機関と連携しながら支援を行っています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	☐
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	☐
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	☐
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	☐

【コメント】

全室個室に学習机を設け、静かに学習できる環境を整えています。学校から帰宅後は宿題に取り組む習慣を大切に、必要に応じて職員が支援しています。学習意欲のある子どもには外部の公文教室や学習塾の利用を勧めています。また、通知表の確認や三者面談への出席を通じて学習状況を把握しています。小学生は、忘れ物や宿題の提出状況を必ず確認しています。ただ、中高生については、把握の方法や指導内容に工夫の余地があり、今後の課題となっています。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	☐
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	☐
	☐ 児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	☐
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	☐
	☐ 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	☐
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	☐
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用して支援を継続している。	☐

【コメント】

学校やセンターと連携しながら、進路に関する情報を提供し、子どもの自己決定を支援しています。オープンスクールの申込み手続きの支援や必要に応じた付き添いを行うなど、具体的な支援を実施しています。大学や専門学校への進学後、生活が不安定となることが予想される場合には措置延長制度を活用し、支援を継続しています。また、法人のにじいろ“夢”基金を活用し、経済的側面からも自立を支援しています。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	☐
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	☐

【コメント】

高校生以上に対し、学校の許可を前提にアルバイトへの従事を推奨し、社会経験の機会を広げています。アルバイトに伴う悩みや課題については、職員が見守りながら相談に応じています。職場体験や実習は主に学校が担っており、本園から紹介するような実習機会はほとんどありません。今後は、実習先の開拓や、職場実習の効果を高める工夫等、より積極的な取組に期待します。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所がこどもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れこどもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	○
	☐ 外出、一時帰宅後のこどもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	○
	☐ こどもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	○

【コメント】

こどもの安全を最優先としながら、家族との信頼関係づくりに取り組んでいます。家族との連携が難しいケースもありますが、面会や外出泊の際には「面会・外出泊簿」に記録し、その前後でこどもの様子を丁寧に把握しています。日誌への記録や朝・昼・夕のミーティングでの共有を通じて、組織的に対応しています。家庭支援専門相談員を設置していますが、支援現場の補佐も求められており、担当職員と家族の関係を統括して調整する専門職機能として確固たる仕組みを形成していません。今後は、家庭支援専門相談員の役割と責任を明確化することが求められます。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

こども家庭センターや関係機関と連携しながら、親子関係の再構築に取り組んでいます。面会や外出泊の機会を通じて親子の関わりを支援し、その経過を記録・共有しています。家庭復帰の有無にかかわらず、こどもにとって望ましい親子関係のあり方を意識し、支援を行っています。しかし、家庭支援専門相談員の役割が明確になっておらず、主任や担当職員の個別対応に依る部分が大きくなっている為、家庭支援専門相談員を中心とした計画的・体系的な支援体制の整備が求められます。